

笠松町マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠松町マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の条件)

第2条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、その使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 町及びキャラクターの公共性、中立性またはその品位を傷つけ、又傷つけるおそれがあると認めたとき。

(2) キャラクターの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認めたとき。

(3) 法令及び公序良俗に反し、又反するおそれがあると認めたとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他町長が使用について不適正であると認めたとき。

2 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめ町の承認を受けなければならない。

(使用の承認申請)

第3条 前条第2項の承認を受けようとするときは、笠松町マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、笠松町マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用し、町の指示する条件に従うこと。

(2) 承認を受けたときは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 町が特に認めた場合を除き、町で定めた形、色等に沿って正しく使用すること。

(4) 町のキャラクターであることを明記すること。

(5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(6) 商標登録出願を行うことは認めない。

(承認内容の変更申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、キャラクター使用内容変更承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ町に申請しなければならないものとする。

2 町は、前項の規定による申請を承認するときは、第3条第2項の規定を準用するものとする。

(承認の取消し)

第7条 町は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、その承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消されたときは、当該承認により作成された物品等をいかなる場合でも使用してはならない。

3 町は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。